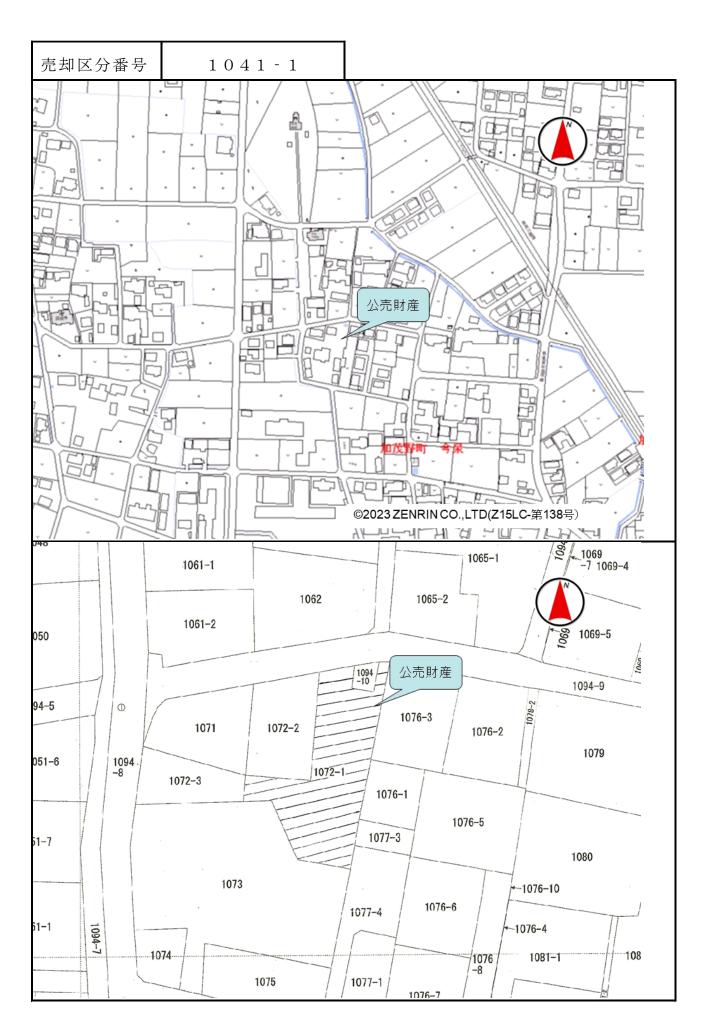
売却区分番号	1 0 4 1 - 1				
見積価額	¥3, 740, 000	公 売 保 証 金	¥400,000		
財産の表示	1 所在 岐阜り	県美濃加茂市加茂野町今泉	字畑中		
	地番 1072 =	番 1			
	地目 山林				
	地積 467 平	方メートル			
			以上登記簿による表示		
公法上の規制	区域区分が定められていない都市計画区域				
	用途無指定地				
	建蔽率 60% 容積率 200%				
	美濃加茂市景観計画				
接道状況	北側 幅員約4.9メートル舗装市ご	道 ほぼ等高接面			
地盤・地勢	ほぼ平坦地				
使用状况等	・公売財産所有者の申立てによると、令和7年7月30日現在使用されていないが、公				
	売財産の一部に第三者所有のプレハブが置かれており、その使用権限は、使用貸借と				
	認められる。				
	・公売財産南側は雑草雑木繁茂(令和7年8月20日現在)				
特記事項					
住居表示等	岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉字畑中1072番1				
最 寄 駅 等	長良川鉄道 加茂野駅 徒歩約 11 分				
その他事項					
ご注意していた					
だく事項					
	・公売財産については、あらかじめその現況(権利関係等)及び関係公簿等を確認してくばさい。なな、同時間を終れた提供できません。				
	てください。なお、国は関係資料を提供できません。				
	・図面は、現況と異なる場合があります。				
	・建蔽率及び容積率は一般的なものを表示してあります。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。				
	・公元別座の種類又は前貨に関する小週合かめつくも、国は担保負任寺を負いません。 ・国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求				
	・国は、公元別座の引機義務を負わないため、使用有文は百有有に対して明機しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどは全て買受人の責任において行うことに				
	のる場合で不動産的にめる動産の取扱いなどは主く真文人の真性において们 プロとに なります。				
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	有者とそれぞれ協議してください。				
	・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。				
	・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせく				
	ださい。				
	・法令等の規定により換価制限(入札後の手続が停止)となる場合があります。				
	・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたとき				
	は、その売却決定を取り消します。				
	・権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受				
	人の負担となります。				
陳述書等の提出	入札をしようとする者(その者が	ぶ法人である場合には、そ	の役員、以下「入札者等」		

売却区分番号			导号	1 0 4 1 - 1					
見	積	価	額	¥3, 740, 000	公売保証金	¥400, 000			
E	7	V	T	がない場合又は不備があるときに 暴力団員等とは、暴力団員(暴 成3年法律第77号)第2条第6 団員でなくなった日から5年を経 なお、入札者等又は自己の計算 には、法人の役員を証する書面(要があります。 また、入札者等又は自己の計算 又は債権管理回収業の事業者であ する文書(宅地建物取引業の免許	は、入札は無効と力団員による不当号に規定する暴力過しない者をいいにおいて入札をさんが高業登記簿に係るにおいて入札をさる場合には、その証等)の写しを併議力団員等に該当	省な行為の防止等に関する法律(平 団員をいう。以下同じ。)又は暴力 います。 会せようとする者が法人である場合 る登記事項証明書等)を提出する必 会せようとする者が宅地建物取引業 の許認可等を受けていることを証明 にせて提出する必要があります。 省しないことの調査の結果が明らか			
				なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に 該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。					



売却区分番号

1 0 4 1 - 1



